

ドイツ・リテール金融業務における自己資本比率規制と リレーションシップ・バンキングの意義

拓殖大学 山村 延郎

慶應義塾大学大学院 三田村 智

《報告要旨》

本報告では、ドイツを分析対象とすることにより、自己資本比率規制とリレーションシップ・バンキングという金融行政の二大基本政策を相互補完的に捉える金融規制の理論体系の構築を試みる。

ユニバーサルバンク制度の下で他国に先駆けて金融自由化が進んだドイツでは、1970年代にはバーゼルⅠに相当する自己資本比率規制の発展をみた。さらに80年代後半以降は、各金融機関グループで格付手法の開発が独自に進められて、バーゼルⅡにみられる内部格付手法のひとつの原型となった。

バーゼルⅡの規制・監督枠組みは、リスク管理の自己組織化を促進する。金融機関のリスク管理では、バランスシート調整が行われる。この調整の手段として最近では、内部格付手法の利用、それに伴う取引先へのコンサルティング、貸出債権の証券化などが行われている。

自己資本比率規制がストック的な観点で見ているのに対し、リレーションシップ・バンキングは、フロー的な視点から見た議論として体系づけられ、費用削減・収益拡大・リスク管理の改善にもつながる。この観点から、費用対効果の側面で、バランスシート調整における顧客のセグメント化も説明できる。

金融機関は、戦略的な視点からこの二つを体系的に用い、必要ならば費用削減のため提携等の手段を用いて、健全かつ有効な経営を行わねばならない。

キーワード：

ドイツのリテール金融、バーゼルⅡ、リレーションシップ・バンキング

【報告論文】

山村 延郎・三田村 智「ドイツ・リテール金融業務における自己資本比率規制とリレーションシップ・バンキングの意義」（金融庁金融研究研修センター、FSA リサーチ・レビュー2005）〈<http://www.fsa.go.jp/frtc/nenpou/2005.html> よりダウンロード可〉

※ 本報告は筆者両名の個人的見解であり、所属機関の公式見解ではない。